

行為許可申請書 (条例第 3 条第 2 項)

平成 年 月 日
茨城県知事 殿

原則、許可書及び撮影使用料の納入通知書はこちらの申請者住所に送付します。
ただし、こちらの住所以外に送ってほしい方は、偕楽園公園センターまでご連絡願います。(TEL : 029-244-5454)

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 (株)〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇 印
(法人の場合はその名称及び代表者の氏名, 代表者印)
 (個人の場合は、氏名, 印)
 電話番号

都市公園名 偕楽園公園	
行為の目的 〇〇の撮影	
行為の種類 業として行う写真の撮影	
行為の期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで 日間	
行為の内容 偕楽園での撮影	
行為を行う場所又は公園 偕楽園	行為のための占有面積 m ²
都市公園管理規則第 4 条に規定する事項 撮影時間 〇時〇〇分～〇時〇〇分 撮影のための人員 〇員 撮影のための使用する物品及び機械 撮影機 〇台 現場責任者の住所及び氏名 (住所) (氏名) (電話番号)	
※ <input type="checkbox"/> 食品衛生行商 <input type="checkbox"/> 道路使用許可 <input type="checkbox"/> 運転免許 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	※ 腕章 No 青 赤 黄 白 桃 水 緑
※ 腕章交付者 ※ 腕章受領者	

※印は、記入しないこと。

写真撮影

(1) 手続きの流れ

《通常の申請の場合》

①様式第6号「行為許可申請書」をダウンロードして必要事項を記載の上、撮影日の1週間前までに偕楽園公園センターに「行為許可申請書」の原本を郵送または持参すること。

↓

②偕楽園公園センターで申請書の審査後、許可書を発行し、申請者に送付。

↓

③撮影当日は、許可書を持参して撮影を行うこと。

↓

④後日、申請者に納入通知書を送付するので、納入期限までに振り込むこと。

《急用の申請の場合》

①「行為許可申請書」を **FAX** で偕楽園公園センターに送付すること。

↓

②撮影当日、偕楽園公園センターに「行為許可申請書」の原本を提出すること。
引き換えに許可書を渡すので、それを持って撮影を行うこと。

↓

③後日、申請者に納入通知書を送付するので、納入期限までに振り込むこと。

(2) 撮影使用料について

【写真撮影:カメラ1台につき700円】

(3) 問い合わせ及び送付先

偕楽園公園センター

〒310-0912 水戸市見川1丁目1251

(TEL:029-244-5454) (FAX:029-244-5866)